

2019年度（2018年度実績） 第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会 議事録

日時：2019年（令和元年）7月8日（月）

午前9時30分～11時45分

場所：藤沢市役所3-3、3-4会議室

出席者

評価委員会委員長	藤井 佳世	(横浜国立大学教育学部 准教授)
評価委員会副委員長	渡邊 美子	(学校・家庭・地域連携推進会議会長)
評価委員会委員	渡邊 泰典	(多摩大学グローバルスタディーズ学部 教授)
評価委員会委員	伴 瑞穂	(藤沢の子どもたちのためにつながる会)
教育委員会	平岩 多恵子	(教育長)
	中林 奈美子	(教育委員)
教育委員会事務局	須田 泉	(教育次長)
	松原 保	(教育部長)
	佐藤 繁	(教育部参事兼教育総務課長)
	窪島 義浩	(教育指導課長)
	近 尚昭	(学務保健課長)
	菊地 誠	(学校給食課課長補佐)
	山口 秀俊	(学校施設課長)
	須藤 和久	(教育総務課主幹)
	繁里 洋子	(教育総務課指導主事)
	田中 富子	(教育総務課主査)
生涯学習部	神原 勇人	(生涯学習部長)
	齋藤 拓也	(生涯学習部参事兼生涯学習総務課長)
	井出 祥子	(生涯学習総務課主幹)
	峯 千鶴	(生涯学習総務課主幹)
	谷本 博史	(生涯学習総務課課長補佐)
	横田 淳一	(郷土歴史課長)
	横田 隆一	(文化芸術課長)
	西台 篤史	(スポーツ推進課長)
	市川 雅之	(総合市民図書館長)
	赤坂 政徳	(東京リハビリテーション・パーク開催準備室長)
企画政策部	西山 勝弘	(人権男女共同平和課長)

藤井委員長 ただ今から、令和元年度第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会を開会致します。お手元の次第に沿いまして、議事を進めて参りたいと思います。最初に事務局から資料の説明をお願いします。

繁里指導主事 資料1は、藤沢市教育振興基本計画評価委員会、以降評価委員会と読ませていただきますが、評価委員の名簿です。資料2は、評価委員、及び教育委員、関係

各課の職員、事務局の座席表です。資料3は、評価委員会の設置要綱です。要綱の5条3項で「会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。」とあります。本日は4名全員にご出席いただいておりますので、会議は成立しております。資料4は、評価委員会の傍聴規定です。会議の傍聴に関し必要な事項を定めたものです。資料5は、藤沢市教育振興基本計画体系図です。資料6は、各基本方針の自己評価です。このあと、こちらを用いてご説明をいたします。資料7は、藤沢市教育振興基本計画の実施事業の進捗状況をまとめたものです。資料8は、今年度の評価委員会の会議日程です。本日も含め3回を予定しています。第1回では進行管理と点検評価対象事業の抽出、第2回では点検評価対象事業として決定した事業の内容を担当課よりご説明いたします。第3回では、評価委員の皆様からご講評をいただく流れで進めてまいります。資料の説明につきましては以上です。

続いてこの評価委員会についてご説明いたします。本市の教育振興基本計画については、本市の教育に関する総合的な中期計画として2011年（平成23年）3月に策定いたしました。その後、防災教育の重要性や、地域とのつながり、子どもの貧困問題などの新たな課題に対応するため、平成27年3月に改定をし、また、改定後に、学習指導要領の改訂、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の取組、教育の機会均等、教育にかかる新規事業が実施されていることから、2018年3月に実施事業を追加し、現在、8つの柱のもとに115の事業を位置づけております。本日開催される評価委員会は、本計画を確実に推進していくために設置した会議で、効果的な教育行政の推進に資するため、年に1回、外部の有識者の皆様に教育委員会の所管する事務に対する点検・評価と、本計画の進捗状況についてご意見をいただき、計画の進行や見直しなどに生かしていくものでございます。

藤井委員長

説明が終わりました。ただ今の説明に関して、ご質問がございましたら、お願いします。

では次に、藤沢市教育振興基本計画の進行管理「①各基本方針の自己評価についての説明」を事務局お願いします。

佐藤参事

お手元の資料6の「2019年度（2018年度実績）藤沢市教育振興基本計画 各基本方針の自己評価」に基づき、ご説明をさせていただきます。こちらは、藤沢市教育振興基本計画に位置付けられている115の事業を、大項目である8つの「基本方針」と中項目である26の「施策の柱」にまとめ、その評価や主な取組、課題等を抽出した資料となっております。

表紙の裏面をご覧ください。こちらは、全115事業の評価集計表です。評価はA～Fまでの6段階で行っており、A評価「目標を上回った」、B評価「(概ね)達成した」、C評価「やや達成できなかった」、D評価「目標を下回った」、E評価「2018年度に統合・終了・廃止」、F評価「2018年度以前に統合・終了・廃止等」としてしております。自己評価の結果といたしましては、115事業中、A評価11事業、B評価98事業、C評価1事業、D評価1事業、E評価1事業、F評価3事業となっております。それでは、基本方針ごとに説明いたします。1ページをお開きください。まずは、この資料の見方についてご説明いたします。上段のグラフは、基本方針ごとにまとめて、ABCでの評価をグラフで記載しています。続く下は「施策の柱」で、太字は施策の柱の文言、続く文章が柱ごとのまとめになってい

ます。続いて、事業の担当課、事業番号、事業名、評価を記載しています。○がついているのは、教育部及び生涯学習部の所管事業です。その下が、各実施事業の主な取組と成果、課題等が記載されています。それでは、基本方針1から、「施策の柱」を中心にご説明をさせていただきます。基本方針1「共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」では、全部で27の事業があり、A評価が1事業、B評価が25事業、C評価が1事業となっております。施策の柱①「確かな学力の向上」については、学校において先進的な研究の実施、外国につながるのある児童生徒に対して日本語指導員による学校生活等の支援、新学習指導要領への対応として小学校プログラミング教育に関する研修を開催するなど、児童生徒の学力の向上に努めました。また、中学校英語科教員を小学校に派遣することで、教員が一斉に学び、一緒に授業を作るという意識が高まりました。施策の柱②「熱意と指導力のある教員の養成」につきましては、各学校及び各研究会において研究を実施するとともに、研修講座の充実を図ったことにより、教職員の専門性を高め、視野を広げることができました。2ページをお開きください。施策の柱③「開かれた学校づくりと信頼される学校経営の推進」につきましては、学校の教育力及び教員の指導力の向上を図るとともに、新学習指導要領に対応するための研修を実施して、学校が抱える諸課題について、学校とともに効果的な解決を図りました。施策の柱④「豊かな心と健康な身体を育む教育の推進」につきましては、児童支援担当教諭を小学校全校に配置し、児童支援担当教諭同士による情報交換を行い、先進的な取組について共有を図りました。施策の柱⑤「一人ひとりのニーズに対する教育の推進」につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、介助員、学習指導員などを学校に派遣したり、情報交換等の場を提供したりすることにより、支援を必要とする児童・生徒の個別のニーズに対する教育の推進に努めました。4ページをお開きください。施策の柱⑥「子どもと社会をつなぐ教育の推進」につきましては、発達段階に応じたキャリア教育を実施し、児童・生徒の職業に対する意識を高めることができました。また、個別の寄り添い型の就労支援・就労準備支援を、様々な関係機関等と連携して実施するとともに、相談先に迷っている方々に対して、社会的自立が促進されるように努めました。

続きまして、基本方針2「家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援・充実を図ります」では、全部で18の事業があり、A評価は1事業、あとはB評価となっております。施策の柱①「家庭における教育力の向上」につきましては、地域子育て支援センターやつどいの広場の運営により、安心して子育てができる支援体制の充実を図りました。また、放課後児童クラブの施設整備を行うことで児童の健全育成を図りました。6ページをお開きください。施策の柱②「幼児教育の推進」につきましては、本市在住の児童が在園する市内外の幼稚園等に補助金を交付し、教職員の資質の向上や、保護者の負担軽減を図りました。また、幼、保、小、中、特別支援学校の職員を対象に合同研修会を行い幼児教育の推進に努めました。施策の柱③「地域における教育力の向上」につきましては、地域子どもの家や児童館において、子育て中の親子の交流や情報提供、育児相談を開催して、安心して子育てができる支援体制の充実を図りました。また、学校支援や、地域住民と子どもたちがふれあう事業を実施することで地域における教育力の向上に努めまし

た。施策の柱④「教育機会の均等保障」につきましては、経済的負担の軽減を必要とする世帯に対して、学用品費等の援助や学習支援、寄り添い型の教育支援、奨学金給付制度を実施することで、教育の機会均等を図りました。8ページをお開きください。

続きまして、基本方針3「学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります」についてです。事業数は全部で16、A評価が1事業、B評価が12事業、D、E、F評価がそれぞれ1事業となっております。施策の柱①「学びを支え質の高い教育環境の整備」につきましては、学校図書館の利活用についての周知や、特別支援学級の設置、普通教室への電子黒板の増設、小学校1年生を対象に市費講師を配置するなど、教育環境の整備に努めました。施策の柱②「将来にわたって学べる環境整備」につきましては、学校配置の適正化を検討するとともに、屋内運動場改築事業において、基本・実施設計や改築・改修工事等を実施し、将来的な教育環境整備に努めました。施策の柱③「安全・安心で快適な学校施設の整備」につきましては、スクールガード・リーダーの配置や中学校給食の実施を進めるとともに、中学校トイレの改修や小学校の空調設備工事を行うなど、学校の安全・安心の向上に努めました。

10ページをお開きください。基本方針4「多様な学びのできる生涯学習社会を目指します」では、全部で13の事業があり、A評価は1事業、B評価は12事業となっております。施策の柱①「生涯学習の推進」につきましては、多様な学習機会や学習情報の提供、オリンピック・パラリンピック関連事業として教育プログラムや文化プログラムに基づいた事業の実施、また、ふじさわ環境フェアの開催や環境ポータルサイトの運営により、生涯学習の推進に努めました。施策の柱②「多様な学びを支援する図書館活動の推進」につきましては、図書館での閲覧や貸出、レファレンス等のサービス、ボランティアの養成講座や交流会を実施するなど、多様な学びを支援する図書館活動を推進しました。12ページをお開きください。施策の柱③「多様な文化をつなげる学習機会づくりの推進」につきましては、地域住民やサークルの交流を活発にする事業等の実施により地域コミュニティの活性化を図りました。また、村岡公民館の再整備に向けた検討会議やワークショップを開催しました。

続きまして、基本方針5「郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります」では、全部で17の事業があり、A評価は6事業、B評価は10事業、F評価は1事業となっております。施策の柱①「文化・芸術活動の支援」につきましては、藤沢市展や音楽事業・演劇事業を実施するとともに、音楽・演劇等舞台芸術活動を行っている個人・団体に対して助成をするなど、文化芸術活動の支援を図りました。14ページをお開きください。施策の柱②「歴史の継承と文化の創造」につきましては、文化財の指定や登録を進めるとともに、ふじさわ宿交流館及び藤澤浮世絵館において様々なイベントを開催するなど、本市及び地域の芸術・文化活動の支援・発展に努めました。

続きまして、基本方針6「健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います」では、全部で9の事業があり、すべての事業がB評価となっております。施策の柱①「健康づくりの推進」につきましては、健康度・体力度チェックや健康づくりトレーニングを通じて、市民の生活習慣病の予防・改善、健康・体力の維持・

増進を図り、健康づくりの推進に努めました。施策の柱②「スポーツ環境の充実」につきましては、小中学校での体力・運動能力テスト実施時に測定員を派遣しました。また、スポーツ施設の整備を進めるとともに、点字ブロックの設置や、様々なパラスポーツを体験できる「ふじさわパラスポーツフェスタ 2018」を企画するなど、スポーツのノーマライゼーションの推進を図りました。16 ページをお開きください。施策の柱③「生涯スポーツ活動の推進」につきましては、市民マラソンやビーチバレーの大会を開催するとともに、継続して気軽に参加できるスポーツ活動の場の提供やスポーツボランティアの活用など、生涯スポーツ活動の推進に努めました。

続きまして、基本方針7「多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します」では、全部で6つの事業があり、すべてB評価となっております。施策の柱①「多文化・多世代の交流の推進」につきましては、外国人市民の生活支援とともに、意見交換の場や交流事業を通じて、外国人市民と日本人市民が互いの文化を通して交流をするとともに、外国人市民と共に生きる地域づくりを推進しました。施策の柱②「学校・家庭・地域等の連携、協働の推進」につきましては、学校・家庭・地域の三者の連携による地域に開かれた学校づくりや、地産地消の取組など、地域と学校のつながりの充実に努めるとともに、人権メッセージパネル展や特設相談等の実施により、人権啓発や男女共同参画に関わる取組を推進しました。

18 ページをお開きください。続きまして、基本方針8「命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります」では、全部で9つの事業があり、A評価は1事業、B評価は7事業、F評価は1事業となっております。施策の柱①「命を守る教育の推進」につきましては、児童生徒及び教職員向けの防災講演会や、教職員向けの防災教育研修講座の実施を通して、教職員及び子どもたちの防災意識の向上を図りました。施策の柱②「命を守る教育環境の整備」につきましては、校舎の全面改築及び屋内運動場の改築事業基本・実施設計の実施など、安全な教育環境整備に努めました。また、災害時用飲料水の備蓄や、通学路安全点検、地域安全マップ作りを実施することで、命を守る教育環境の整備に努めました。施策の柱③「命を守るコミュニティづくりの推進」につきましては、学校・家庭・地域の三者が連携しての地域パトロールや、民家・事業所・商店などに子ども 110 番を掲示するなど、命を守るコミュニティづくりの推進に努めました。以上で、2019 年度（2018 年度実績）藤沢市教育振興基本計画の各基本方針の自己評価の説明を終わります。

藤井委員長

説明が終わりました。これより②質疑応答に入りたいと思いますが、委員からの質問に対して、事業担当課からご回答いただく際は、最初に課名と役職名とお名前を仰ってからご発言ください。それでは、委員からのご質問をお願いいたします。これに関しましては基本方針ごとに進めて参りたいと思います。まず、基本方針1、「共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」に関しまして質問してまいります。

藤井委員長

事業名 122 教育文化センター研究研修事業について。授業力研修講座というもので、中学校が1回という報告になっていますが、なぜ、1回なのか理由を教えてください。

窪島課長 ご質問の授業力研修講座で中学校が1回とのことですが、この研修講座につきましては、教育文化センターにいる学校人材育成支援員というものが、学校からの要請を受けて訪問するものです。授業力向上研修講座は、教員の授業を見て授業力向上のために、検討を重ねていくという内容です。中学校は比較的、同じ教科の教員が何人もいることから、お互いに切磋琢磨して授業力の向上を目指すことができます。しかし、小学校の方はなかなか同じ時間に空いている教員が少ないこともあり、教員同士と一緒に授業を向上していくことができない状況にあります。結果、中学校は比較的要請が少ない、小学校の方が多い、というような報告となっています。

藤井委員長 ありがとうございます。また、教育文化センター研究研修事業の中で、例えば、藤沢発教育プログラムの開発と言ったような、独自の教育プログラムに取り組むなど、検証を進めているものがあったら教えてください。

窪島課長 教育文化センターのプログラムのことですが、教育文化センターの方で特に藤沢市独自の教育プログラムの開発や検証というものは行っておりません。ただ、独自の教材開発という部分におきまして、教育文化センターで専門研究ということを研究員中心に行っております。特に理科の分野では、藤沢の自然というシリーズの冊子を発刊して、地層や植物の研究結果を発表しています。また、社会科における地域研究に関しても、地域研究冊子の発刊を行い、地域教材開発研究の実績があります。また、各研究部員たちが、授業の方法を提案しあうことを行っております。

藤井委員長 ありがとうございます。行っている蓄積はどのように継承されているのか、また、理科や社会など、藤沢を題材とした教育の教材開発にどう貢献され、繋がっていき、そして、各学校にどのように広がっているのかについて、もう少し教えてください。

窪島課長 理科の藤沢の自然というシリーズにつきましては、冊子にまとめ、各学校へ配布しています。授業研究については、研究員たちが3年ごとに研究冊子をまとめて、それを同じく、各学校へ配布し、各教員が研修をしていきます。また、授業研究メンバーについては、3年ごとにメンバーを変えて研究を続け、実践し、検証することを続けています。

藤井委員長 ありがとうございます。

渡邊（泰）委員 事業コード141 人権環境平和教育関係事業についてお聞きします。この事業では、児童生徒に対する知識の醸成と、啓発活動などを行っているとお理解していますが、その中で実際にその児童生徒の知識や理解がどの程度変化したのか、あるいは、活動の効果の測定は行っているのか教えてください。

窪島課長 人権環境平和教育に関して、直接に子どもたちの知識や理解の変容を見るようなことは行っておりません。実際には、なかなかはかりきれないことが現状です。ただ、この人権環境平和教育に関しましては、各学校の担当者たちを集め、講師を招いて講話を聞いて、その後各学校へフィードバックしています。感想や作文で感じたことを表現する、または各自授業や道徳などで取り上げて学習をすることが多く、環境学習についても同様に学校周辺の環境保全学習など、総合的な学習の時間で実際には行うことが多いと把握しています。教科による学習評価は各学校でできているとは思いますが、委員から質問のあったような、直接的に子ども

もたちの変容をみとるような活動や単独の授業は行っておりません。

渡邊（泰）委員 今のお話のように確かに、児童生徒の全部の変化を捉えるのはなかなか難しいと想像がつかます。学校の教員を集めて話をする機会があるということであれば、逆に、現場の教員の感触を集めることができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

窪島課長 担当者を集めたときに、担当者同士で話し合いを行い、また、担当者会の感想を書いています。その中には実践報告のような内容もありますので、子どもたちの変化についての報告もあります。またそれを広げていくことでお互いに内容を確認しあうような事も可能だと思います。

渡邊（美）委員 事業番号 142 児童生徒指導関係事業についてお伺いいたします。児童支援担当教諭が小学校 35 校に配置されてどのように成果が上がったかをお聞かせください。例えば、不登校傾向にある児童生徒が現状ではどの程度把握されていますか。そのような児童生徒への対応として、特別な教室を設置するなどの対策も行われ始めたと同いました。現状での詳細を教えてください。

窪島課長 児童支援担当教諭の配置の成果ですが、現在、いじめの認知件数が学校の中でも増えてきていると把握しています。これは「子どものいじめが増えている」というよりも、教員の感度が上がってきたと捉えていて、その結果、児童支援担当教諭が担任とは違った目で子どもたちの様子を見ることにより、いじめの予兆に気づくことができているのではないかと思います。早期に目を向け、気づき、いじめに対して細かく対処できるようになった事が成果としての一つの理由であると思います。不登校児童につきましては、学校から教育委員会の方に、長期欠席児童生徒の報告をすることになっています。教育委員会も、報告から現状を把握し、できるだけ初期の段階で連絡や訪問ができる体制をとっています。学校でも、不登校傾向にある児童に対しては個別指導できるような部屋を用意している学校もありますが、学校によっては、スペース的な問題もありますので、全校で同様の対応が可能かという、難しいと思います。中学校においては、毎週支援会議などを行い、比較的、組織的に対応できるようにしています。中学校には児童支援担当教諭はおりませんが、生徒指導の担当がおりますので、その者を中心として、学年ごとに対策を行っています。

渡邊（美）委員 ありがとうございます。藤沢市は比較的この分野には力を入れているというようにお話も伺っていますので、今後もよろしくお伺いいたします。少しお話をさせていただきますと、日頃の活動で、学校関係者や保護者、OBの方々など、多くの方と対話をする機会があり、最近たびたび話題に上がるのは、不登校の子どもを持つ保護者の悩みです。当事者の児童生徒や保護者を地域全体で理解を深めることが大切だと思われまます。すでに児童館などでは不登校の子どもの居場所づくりに取り組んでいます。そういったことも含めて、地域レベルで子どもたちが自分らしく生きることを第一に、支えることの必要性を感じています。よろしくお伺いいたします。

藤井委員長 事業名 146 いじめ暴力防止対策事業についてお聞きします。いじめ相談ホットラインやいじめ相談メールに対応していると事業内容に書かれていますが、その体制や支援の方法についてどういった内容があるのか、また、全体の予算に対してどれくらいの割合になっているのか教えてください。

窪島課長

いじめ相談ホットラインといじめ相談メールについてですが、両方とも教育委員会教育指導課の方へ入ってくる形になっています。いじめ相談ホットラインについては電話の専用回線を1本、教育指導課に引き込み、平日のみ9時から17時まで教育指導課の職員と、問題解決支援員、教育指導課にいる非常勤職員が電話対応をし、いじめの相談にのっています。また、いじめ相談メールにつきましては、毎日メールをチェックし、内容に応じて、メールを返すことができる相手に対してはメールを返信し、電話番号などが記載されている場合は、教育指導課から電話を入れて連絡をとり、適切な相談にのるようにしています。ただ、中には返信は不要です、というように、返信先も書いていない方もいるので、その場合には様子を見守る事しかできていない事例もあります。いじめ相談メールといじめ相談ホットラインにしても、相談者が学校への対応も求める様な場合には、教育指導課の方から学校に対して連絡を取って、内容を伝え、学校と共に情報共有しながら、対応を検討していくということを行っています。なお、このいじめ相談ホットラインといじめ相談メールの必要経費については、実際に電話の基本料金のみで、こちら側から電話をかけることというのも非常に稀なケースとなっています。

藤井委員長

それぞれ何件ぐらいありましたか。

窪島課長

件数については、開設当初よりも非常に件数が減ってきています。相談メールは昨年、2、3か月に一度の頻度でしたが、今年度に入ってから月に1度以上の割合で相談メールが入っています。電話相談に関しては、保護者からと思われる方と、本人と思われる電話相談等も含めると、週に1回から2回程ですが、中には同じ方からの相談も何件かありますので、何ケースかと問われると平均して月に1件、2件程度だと思います。

藤井委員長

2019年度の事業計画案にリーフレット作成と配布とありますが、これらの効果についてどのように検証されているか教えてください。

窪島課長

まず、先ほどのいじめ相談ホットラインについて一点訂正いたします。開所から平成29年までは24時間行っておりましたが、平成30年以降は9時から17時までとなっています。

リーフレットの作成については教育指導課が主体となって作成しているリーフレットと、人権男女共同平和課と一緒に作成しているものがあります。人権男女共同平和課と共同のリーフレットには藤沢市でいじめの条例を作成していますので、その条例を広く子どもたちや市民に周知するというような意味を持っています。こちらの主旨は「藤沢市ではこのようにいじめに対応していきます」というようなことを情報として広く市民の方や保護者の方々、子どもたちに広めていくというものです。進捗状況報告書の中に記載している教育委員会としてのリーフレット3種類については、小学校1年生で入学する時に、「いじめをなくすようにこんなことをしています」というような内容のリーフレットを保護者向けに配布します。また、いじめが顕著に増えていっていると思われる小学校4年生や中学校1年生に対して配布しているリーフレットもあります。これらについての効果の検証というのは、なかなか難しいものとは思っておりますが、それぞれの学年でも「気を付けよう」という啓発も兼ねておりますので、活用されていると思われ

藤井委員長 ありがとうございます。

渡邊（泰）委員 事業コード 154 教育指導事務事業に関してお聞きします。生徒の基礎的な学力の定着を図るために補習を行うとのことですが、全生徒のうち、実際に補習支援を必要とする比率はどの程度と捉えていますか。また、実際に参加している生徒数はどの程度なのか、わかる範囲で教えてください。

窪島課長 補習を必要とする生徒の比率ですが、なかなか全生徒に対する比率が捉えにくい状況にあります。また、子どもたちにおいても、補習を必要としている教科とそうでない教科と、差がありますので、数字としてあげることが困難です。参加している生徒数ですが、各中学校の各学年、通常授業が行われている日では、部活動なども併せて行っていることから、比較的少人数で、10人以下、場合によっては2、3人のこともあるようです。ただ、夏休みなどの長期休業中やテスト前などは参加人数も多く、10人以上ということもあるので参加人数にバラつきがある、と学校から報告を受けております。

渡邊（泰）委員 ありがとうございます。そうすると、基本的には補習は学校側からの要請ではなく、生徒からの要望に応じて学校が開催するという理解でよろしいでしょうか。

窪島課長 その通りです。学校が生徒をピックアップするという形ではなく、子どもたちの中から補習してほしい場合に対応しているということです。

渡邊（泰）委員 ありがとうございます。

藤井委員長 では基本方針2へ入りたいと思います。ご質問よろしくお願いたします。

渡邊（美）委員 事業コード 225 幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校推進事業についてお伺いたします。最近、新設の保育所がすごく増えてきています。しかし、保育園と地域や学校関係者と連携を保つようになるには大変だと認識しています。その状況に対し、働きかけや情報提供など、どのように行われているのか教えてください。私は、三者連携会長会で研修会に参加いたしましたが、各地域の保育園関係者は殆ど参加されていませんでした。会議や研修会に出席できる保育園というのはなかなかないと思いますが、参加できないにしても連携に対する働きかけはとても大切だと思っています。ご意見をお聞かせください。

窪島課長 教育委員会では、市立の小学校・中学校・特別支援学校を管轄しています。幼稚園・保育所に向けて声掛けは行いますが、必ず出席してください、とは言いづらいところがあります。特に公立（藤沢市立）の保育園には声掛けはしやすいのですが、公立以外の多くの保育園へ声をかけるのは難しいというのが現状です。新設の保育園に関しては、年度初めに、教育委員会で確認をし、また、各園長会で、市内の保育所・幼稚園に対し、連携担当者の開催について毎年周知しております。藤沢市教育委員会で幼保小中特の担当者を集めた担当者会議を行い、連携の更なる推進を図るために研修や協議会を行っています。更に、各学校の連携実践をまとめた事例集を作成し、実際に活用できるよう、情報発信をしております

渡邊（美）委員 私の担当している三者連携の中学校区では、地域内に点在している保育所全て調べ、会議体で作成した広報紙を歩いて配布したことがあります。ところが、地域に目を向けられるほど余裕がない保育所が多いと感じたので、教育委員会からも声掛けを継続していただきたいと思いました。災害時などの連携の視点もありますので、よろしくお願いたします。

伴委員 244 奨学金給付事業についてご質問いたします。給付者へフォローを行って

ると記載されていますが、実際にはどのようなフォローを行っていて、どのような問題や、課題があるか、良かった点など教えてください。

佐藤課長

この奨学金事業につきましては、全国的にも、様々な自治体に取り組んでいます。本市の大きな特徴として、ただ単に奨学金を給付するだけではなく、奨学生の入学から卒業まで、しっかりとフォローしていきたいと考えております。その中で、おおむね3か月に1度、年間4回程度、ご本人、あるいは福祉的な分野で関わりのある場合には福祉の担当課のケースワーカーなどを交えて面談を行っています。面談の中で学業に対する悩みや日常生活における悩みなどの話を聞きながら、相談内容に沿った適切なアドバイスを行っております。このようなことを行うことで、いつでも身近に相談できる大人がいるんだという安心感を奨学生にも認識してもらっていると期待しています。

伴委員

ありがとうございます。医学部の進学に対する新たな制度の設計もなされているとのことで、現在の状況を教えてください。

佐藤課長

こちらにつきましては、現在はお亡くなりになられていますが、藤沢に在住の音楽家の方の遺志により、藤沢の子どもたちの中で、特に医学を目指す子どもたちへの就学の支援として役立てて欲しいということで教育応援基金へ寄付をいただきました。その寄付金を元に今年度新たに医学部・歯学部を目指す方の募集を開始しました。医学部・歯学部、となると学費がかかりますので、給付金により就学の支援を行う目的です。現在は募集のチラシを配布して、8月～9月に奨学生の受付をしていく予定となっています。

伴委員

チラシはどこに配布しているのか、また、チラシ以外の周知方法を教えてください。

佐藤参事

奨学金の募集の周知は「広報ふじさわ」と市のホームページ、また、日本学生支援機構のホームページへ実施の掲載をしています。募集のチラシは湘南地区の高等学校（公立、私立含む）にも配布し、また、こういった事業の存在を早い学年から知って欲しいという事で、自身の経済的背景によって、「夢と希望をあきらめなくていいんだ」という意味も込めて、現中学3年生にも事業案内のチラシを配布しています。医学部、ということになると、非常に入学する時点での難しさ、厳しさもあり、ハードルが高いことも認識していますので、県内に範囲を広げ、ここ数年で医学部に進学実績のある高校にも周知の案内をしているところです。

伴委員

ありがとうございました。ぜひ、子どもたちの未来のために、夢をあきらめない、希望を持てるよう、財源を有効に活用し、事業を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

藤井委員長

それでは、基本方針3へ進みます。311 特別支援教育整備事業についてお伺いいたします。特別支援学校、通級指導教室のどちらを設置するかについて、どのように決めているのか。また、通級指導教室の入室基準について検討、と今後の方向にあげていますが、現在の状況を教えてください。また、教員の確保についてはどのような計画になっているか教えてください。

窪島課長

特別支援学校や通級指導教室の設置についてですが、これらを必要とする児童生徒数の推移を見ています。特に、特別支援学級につきましては、藤沢の場合、全学校に設置されておりませんので、現在は全校への設置を目指しているところです。その中でも、規模が大きくなっている特別支援学級がありますので、なる

べく適正規模化を図りたいと思っています。しかし、学校規模そのものが大きくなりすぎていて、特別支援学級を作るのに転用できる教室の空きがない事が起きています。その場合は、設置順位を下げてその次に設置できる学校はどこかと検討しながら作っているのが現状です。1番大きなものとしては、子どもたちの人数の推移を中心に考えているところです。そして、通級指導教室も同様に、適正規模を第一に考えながら行っています。2番目に質問のあった、通級指導教室への入室基準ですが、ことばの教室、すまいると、教育委員会ではこの2つの教室を持っています。希望する児童がいた場合には就学支援委員会を通して、入級を認めています。実際、週に1、2回程度、1日1時間程度の指導が適当なのか、どうなのかを考えて行かなければならないケースも中にはありますので、児童の実態に合った、学びができるように入室も含めて検討の場を設置していかなければならないと考えています。現在、学校、保護者、児童に対しても、この点について働きかけを行っていかうと考えているところです。

近課長 学務保健課の近です。特別支援教育の担当教員の確保ですが、具体の計画は特にありませんが、人材育成という観点で小中学校の教員を特別支援学校への人事交流を進めておまして、人材育成に努めています。特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の配置につきましては、申請のあった場合には既存の特別支援、通級指導教室と併せて年度末の教員の移動の際に、全市的な視野に立ち、配置を行っています。

藤井委員長 適正規模はどの程度ですか。

窪島課長 どの程度の規模かは子どもたちの状態によっても異なりますが、現在20人を超す児童が在籍しているような学校については、なるべく少なくしてあげたいと考えています。このような場合は、その他の近隣の学校に新設しようと考えています。したがって、20人程度が一つの目安になっています。

藤井委員長 ありがとうございます。続きまして、312 新入生サポート事業についてお伺いいたします。サポート講師と表現されていますが、こういったキャリアの方が担当されているのでしょうか。また、講師の男女比も教えてください。

近課長 新入生サポート講師の件についてご説明いたします。サポート講師として任用している方はすべて小学校教諭の免許状を有しております。今年度は39名の任用をしておりますが、およそ1/3程度は、もともと小学校で正規の教員として教壇に立っていたのち、定年退職して、サポート講師に任用されたり、あるいは途中で退職をされて子育てを経てサポート講師を希望されて任用されているケースがあります。それ以外にも、小学校の教員免許を持っていて、キャリアとしては幼稚園等で教員の経験をし、子育て等を終えてから小学校の新入生サポート講師を続けている方が多くいらっしゃいます。男女比については、ほとんど女性です。今年度は全体のうち、3名が男性です。

藤井委員長 ありがとうございます。現在は小学校1年生で実施しているということですが、今後、中学校の1年生への実施をする予定はありますか。

近課長 中学校1年生での実施につきましては特に具体的な実施予定はありませんが、中学校では学習指導という形で県の加配職員を活用し、教科の中でチーム・ティーチングを行っています。小学校で行っているような、サポート講師を中学校でも同様に行っていくかという具体的な計画は今のところございません。

藤井委員長 ありがとうございます。中学校でも新入生ということでは変わらないと思いますので、何らかのサポートがあると良いのではないかと、思いました。

渡邊（泰）委員 事業コード 335 学校施設緑化推進事業についてお伺いいたします。課題・問題点のところ、「十分な管理体制が確保できず、芝生の状態が悪化している学校については、今後の維持が困難な状況であるかを確認しながら、縮小について引き続き検討する」とありますが、これは費用の問題もあると思いますが、縮小について検討する、ということであれば維持を前提とするだけの利点が緑化あるいはその芝生化に見えなかったということでしょうか。

山口課長 ただ今の質問の芝生化事業について、当初、芝生化の目的を希望した学校が自ら、子どもたちと一緒に定植の作業を行い、その後の維持管理を含めて作業を行っていく中で、芝生のふれあいから想定される情操教育的な効果や地域交流の促進を大きな目的としておりました。平成 21 年度から始まった事業ですが、その後徐々に実施校が増えまして最大では平成 27 年度の時点で小学校 12 校、中学校 11 校という実施状況でありました。その後、実施校の中では維持管理に手が回らないという状況が多く発生してきました。特に夏の暑い時期には非常に手がかかるので、学校現場の多忙化も課題となっている昨今は維持管理に当たる人材や時間の確保に対し、なかなか生み出せない状況との声が聞こえてきました。定植の直後は保護者の方や地域の方の協力もあり、維持管理を共有できる状況もわずかにありましたが、それも継続的に協力をいただく事もなかなか困難な状況で課題でもありました。さらに、芝生の育成には養生期間が非常に重要で、芝の育つ時期には養生をしたいのですが、学校の行事や児童生徒の活動を制限することが困難であり、養生期間を十分に確保できない状況もあります。いろいろな条件が重なり、本来の事業目的を十分達成できないという状況を見えかねず、維持管理への負担感が大きいという事業実態が見えてきたので、教育委員会としても、各学校の意向を尊重し、実施を続けていくのか、芝生化事業から撤退するのかを確認いたしました。その中で、芝生化から手を引きたい、縮小したいと意見があった学校については「縮小」と表現しております。

渡邊（泰）委員 現場の負担感が非常に大きいということが、今の説明でよく理解できました。

それでは続けて 339 中学校給食施設整備事業についてお伺いいたします。この事業では家庭からの弁当持参と、デリバリー方式の給食の選択制を実施しているということですが、デリバリー方式の給食では、他の自治体によっては生徒から苦情に近い意見があるとニュースでも取り上げられていましたが、藤沢市では実際に利用している生徒の反応が分かる資料はありますか。教えてください。

菊池課長補佐 利用者のアンケートについて、中学校給食実施校におきましては、生徒とその保護者からアンケートを取っています。毎年、年度当初ですと、1 年生は始まったばかりなので意見は伺えない部分がありますので、おおむね 10 月～11 月にかけて実施しています。アンケートでは、給食に対しての悪いところなど、率直な意見を聞いています。また、小学校給食のイメージも強いと思いますので、食べてみたいメニューなども伺っています。意見を紹介しますと「保護者の負担が減った。」という、ご家庭を思っている意見がありました。そして、「ご飯や汁物が温かい」とあります。家庭からお弁当を持参すると、冷たい状態ですが、子どもたちにとっても、ご飯汁物が温かいことは嬉しい様子がありました。また、中学

校給食の改善してほしいところに関しても、「おかずも同様に温かければよい」とあります。こちらの意見については工夫を重ねてはおりますが、お弁当の特性上、また、調理基準により、なかなか難しい状況にあります。このような意見を踏まえ、小学校6年生で、来年度中学校1年生の給食を利用予定の生徒や保護者を対象に試食会を実施し、なぜ、このような状態での提供になっているのかといった説明を行っています。このようなことを重ねて来ましたので、現在、藤沢市では、一定の理解が深まっているのではないかと思います。献立も小学校の給食でよく出る人気の揚げパンなどは、なかなか提供できない難しいメニューではあると思いますが、創意工夫を重ね、提供しています。このように生徒や保護者からの意見を吸い上げて取り組んでいます。

渡邊（泰）委員 ありがとうございます。実際に生徒、保護者からの意見も聞き、取り組んでいるとのことですので、今後もその方向で続けて欲しいと思います。

藤井委員長 それでは基本方針4に移りたいと思います。

渡邊（美）委員 411 生涯学習推進事業についてお尋ねいたします。課題で記されている労働・福祉・子ども部門と連携し、という部分についてお伺いいたします。また、推進室事業と公民館事業との区別化、とありますが、このことについて説明をお願いいたします。地域格差のことを考えると、公民館の活用は必然だと思っておりますが、なぜ区別化なのかと思っています。

齋藤参事 1点目、労働・福祉・子ども部門との連携について。こちらは生涯学習活動推進室が入っている、Fプレイスは労働会館、地域包括支援センター、子どもの家、児童クラブなどが入る複合施設となっています。これらの施設を利用されている方を取り込んで事業展開をし、推進して、人材の育成や発掘、育成の方法を考えて参りたいと思っています。続いて、推進室事業と公民館活動事業の区別化というところですが、こちらにつきましても、Fプレイスに藤沢公民館と労働会館が入っている複合施設であることから、今まで生涯学習総務課の方で、生涯学習大学や人材育成を行っていたものを、この複合施設ができたことで推進室を新たに設けて、推進室では全市的な事業の展開を進めていきたいと考えています。また、藤沢公民館につきましては、従来通りの公民館事業という形には変わりませんので、区別をしていく形になります。これまでと同様に、藤沢地区の住民の方については、公民館の方で生涯学習の機会の提供を進めていきたいと思っております。

渡邊（美）委員 この複合施設に関しては区別化はするが、全市的な公民館活動に関しては今後も変わらずに行われていくという理解でよろしいでしょうか。

齋藤参事 公民館の方につきましてはそれぞれの公民館で事業を展開していきますが、推進室の方に関しては各公民館の事業とは別にプログラムを組むなどの形で進めたいと思っています。

伴委員 426 子ども読書活動推進事業についてお伺いいたします。ブックスタート事業について、絵本はどのような基準で選定されているのか教えてください。

市川館長 ブックスタート事業で絵本の選定について基準は12ほどあります。その中で少し紹介しますと、1歳6か月の年齢にふさわしい言葉の獲得の手助けとなるもの、幼児が生活の中で体験できる日常に即したもの、言葉にリズムがあり、しっかりと響くもの、幼児が好きなものが繰り返し出てくるもの、初めて絵本に出会う幼児だけでなく、保護者も一緒に楽しめるもの、子どもと一緒に遊べるもの、幼児

と保護者の間に会話が広がるもの、などがあります。こういった基準に沿って生涯学習総務課、子育て企画課、子ども健康課とブックスタートボランティアの皆さんの意見をもとに選定しています。

伴委員 リサイクルブックフェアというものを実施されているとのことですが、実際どのような方々が活用しているのか教えてください。

市川館長 リサイクルブックフェアについては年に2回行っています。夏は小学生以上を対象の本として小学校・中学校、また、地域の子どもの家や児童クラブなどと、子ども向けの施設等に活用されています。冬につきましては、幼児向けの本が中心で、絵本や紙芝居など、保育園や幼稚園に活用していただいています。

伴委員 ボランティアさんが様々な場面で活躍されていると聞きましたが、実際どのような方々がどのような場面で活躍しているのか具体的に教えてください。

市川館長 子ども読書活動推進事業におけるボランティア活動につきましては、ブックスタートボランティアと読み聞かせのボランティアがあります。ブックスタートボランティアは1歳6か月検診後に親子に絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡しています。ボランティアを行っている人は市内在住で対象者を募集し、内容は会場見学と講習を行ったうえで登録をしていただき、基本的には月に1回程度、活動の支援をいただいております。また、読み聞かせを行いながら会場でゆったり話ができるという利点もあり、親子に寄り添いながらちょっとした悩みを聞くことが出来る、親子であたたかな時間が過ごせるように、といった取組を行っています。次に、読み聞かせのボランティアですが、読み聞かせは4市民図書館、11市民図書室で読み聞かせ会を行っています。そこにボランティアとして携わっていただいています。対象者は読み聞かせに興味がある方に図書館、図書室に登録していただき、定例のおはなしの会や夏休みや読書週間などの特別なおはなし会に子どもたちへ絵本や物語の楽しさを伝えられるようなイベントを行っています。また、図書館が行っている読み聞かせの養成講座にも協力いただいています。

伴委員 パソコンやスマホで読み聞かせをしたり、子どもたちが、絵本からではなく物語の内容を知るといったこともあると聞いています。お聞きしたような活動で1歳6か月のお子さんと、お母さん、保護者の方が一緒になってゆったりとする時間が過ごせるのはとても大切だと思います。実際、言葉の抑揚や表現など体感することでもとても大事だと思いますので、ぜひ、進めていってほしいと思います。

藤井委員長 それでは基本方針5に入りたいと思います。

伴委員 528ふじさわ宿交流館の運営事業についてお伺いいたします。利用者の数が年々減少しているとありますが、増加するためにどのようなことを行っているのか、また、利用者の分析を行っているのか教えてください。

横田課長 まず、利用者を増やすためにどのような取組をしているかについては、施設で様々な事業を行っておりまして、歴史講座、伝統芸能、遊びの体験会、または藤沢宿の地域内の外部事業のイベント等を定期的実施しています。また周知のイベントポスターチラシを市内の公共施設はもちろん、市内近隣都市の施設に配布設置しております。また、地域団体と共同運営しているホームページで幅広く周知を行っています。特に施設で行う各種のイベントのほか、地域の特性をいかした七福神巡りや箱根駅伝の応援などの拠点施設としても活用することで、周辺地域の賑わいにも大きく貢献しています。来場者の分析については昨年度実施した

アンケートの結果では、主な利用者の年代ですと、60歳以上の方が6割となっていて、若年層の利用に課題があると考えています。このため、今年度は子ども向け事業の拡大や夏休み限定で会議室を学習室として開放するなどの取組を行う予定です。

伴委員 年齢の高い方の利用が多いとありましたが、小中学校の児童生徒の利用状況や学校と意図的に繋がりを持っていることはありますか。また、地域との連携について今時点ではどのような形で良い関係に表れていると感じていますか。

横田課長 市内小学校との連携については昨年度から地域探訪として交流館での見学の受入を行っています。こちらは継続して事業を行う予定です。

また、近隣の藤嶺学園の茶道部と連携して野点の披露会などイベントを実施しています。さらに、地域の団体と連携して子ども向けの事業を今年度から拡大しています。

伴委員 ぜひ、藤沢のことを子どもたちにも多く知っていただきたいので、今後もよろしく願いいたします。

藤井委員長 それでは、基本方針の6に進みたいと思います。

渡邊（美）委員 621 子どもの体力向上対策事業についてお伺いいたします。体力運動能力テストの結果から検討された子どもの体力向上のための施策と、すでに実行に移されたものなどをお伺いいたします。

窪島課長 体力運動能力のテスト結果については、藤沢市の小学校教育研究会、中学校教育研究会というそれぞれの教員たちの教育研究会が主に行っています。小学校の教育研究会では体育部会を中心に授業において、楽しみながら運動量の確保ができるようにするなど、休み時間の外遊びにつながるような活動を報告し、発表し合っています。また、中学校の研究部会では、保健体育部研究会という保健体育の授業を行っている教員の部会があります。そこが中心となって、課題となっている柔軟性や持久力、力強さを意識して体力を向上するために検討し子どもたちの体力向上に努めています。

渡邊（美）委員 先ほどもありましたように、ゲームに熱中する子どもが増え、家の中で過ごす子どもが多いと思います。学校の中だけでなく、帰ってきてからも、家の中ではなく、外で遊べるような、気持ちの動機付けや遊びにつながる運動の導入をしていただけるように取り組んでほしいと思います。

伴委員 622 スポーツ施設整備事業についてお伺いいたします。生涯スポーツの推進のため、市民が安心して利用できるスポーツ施設の維持のための設備等について、計画的に修繕する必要があるというように書かれていますが、具体的にどのような部分を計画的に進めているのか、教えてください。

西台課長 現在行っている施設の改修等では、計画的な改修といたしまして、市民が利用しやすいように、障がい者トイレの扉を引き戸にする、点字ブロックや施設内にスロープや手すりを取り付ける、ウォシュレットの設置など、部分的な改修を行っています。備品であげると、車いすの購入などがあります。このようなことを、各指定管理者と協議をしながら、また、施設を利用されている方々の意見等をベースに検討しながら、環境整備を行い、大きな工事の作業の場合はユニバーサルデザインに基づいて改修を行い整備に努めています。

伴委員 オリンピック・パラリンピック等があり、藤沢もスポーツに対する関心がとて

も高いように思います。新たなスポーツ施設の建設予定等がありますか。

西台課長 直近で申し上げますと、一昨年に天神のスポーツ広場に少年野球場と自由に使える多目的広場を開設いたしました。その後、現在、そして今後については、市単独の施設整備や建設の予定はありません。ですが、県では、下土棚の用水地を大庭の親水公園のようなイメージで整備計画を検討しているので、計画に参画して市民の方が新たな施設を利用できるように、現在検討を進めさせていただいております。

藤井委員長 それでは基本方針7に入ります。

渡邊（泰）委員 事業コード725 男女共同参画推進事業についてお聞きいたします。進捗状況の中の2つめの項目、地域での男女共同参画の推進を図るため、13地区の各市民センター・公民館長から推薦された各地区3人からなる「ふじさわ男女共同参画ネットワーク協力員」会議・研修の開催、などと記載されていますが、このふじさわ男女共同参画ネットワーク協力員の役割について教えてください。

西山課長 このふじさわ男女共同参画ネットワーク協力員ですが、市内の13地区から3名ずつセンター長や公民館長からの推薦をいただき、就任しています。会議は年に2回開催され、また、会議の中では外部講師による研修会を任期中に2回行っておりまして、毎回何らかの形で男女共同参画について認識を深めていただけるような内容としています。また、主に地域での男女共同参画に関する理解を深め、地域で行われるイベント等で啓発活動を通じまして、より市民に近い立場から男女共同参画の理念を広めていただくという役割を担っております。

渡邊（泰）委員 では、推薦の条件やどのようなバックグラウンドと、こういった属性の方々が協力員に選ばれているのか教えてください。

西山課長 各地域で、何らかの役割や自治会で広く活躍されている方など、特に活躍されている分野には条件はありませんが、各センターが把握している地域の人材のなかから、推薦をいただいています。

藤井委員長 2019年度事業計画の中にDV相談窓口案内カードの配布というのがありますが、この相談窓口利用とカードの配布がどのように繋がっているのか教えてください。

西山課長 こちらのDV相談窓口案内カードについてでございますが、DV被害者はその被害を受けていることを相談できない、また、相手から行動監視されている状況にある被害者もいます。こういった中、なかなか声を上げられない被害者の手に取ってもらえるように公共施設、あるいは商業施設等の協力を得て、人の目を気にしなくてもいいように、例えばトイレなどに設置しています。実際に相談があった際には何を見て連絡してきたのかと、確認は行っていないんですが、こういった声を上げられない被害者にとって少しでも助けになるように、ということをお願いして進めています。

藤井委員長 はい。良くわかりました。

男女共同参画の推進というのが事業目的となっておりますが、ボランティア活動はいろいろな事業の中で非常に盛んにおこなわれています。ボランティアの男女比は、どのようになっているのか教えてください。

西山課長 基本的にはボランティア活動やそのほかの関連した事業の申し込みの際には、昨今の様々な観点から、性別を問うような方法は行っておりません。オリッピッ

クのボランティアの件については、担当課に確認したところ、管理されている名前から判断すると、女性が5割くらいと思われます。ボランティアの種類にもよりますが、ここ最近の傾向では女性の活躍が進んできているように感じます。

藤井委員長 ありがとうございます。それでは基本方針8へ入りたいと思います。

渡邊（泰）委員 事業コード811 学校安全対策事業についてお聞きしたいと思います。課題・問題点のところ防災研修会は前半が授業で後半が講演会の構成となっていると記載されていますが、進捗状況を確認すると、講師の方はその都度お招きして実施していると理解しました。お一人の講師の方で授業をどのような形態で行っているのかがイメージしにくいので、具体的な実施例と実施の段取りを教えてください。

窪島課長 防災研修会についてですが、この事業については、進捗状況にも記載してある通り、慶應義塾大学の木村聖子准教授及びゼミの学生の方が小学校を訪問して行っています。小学校での授業の様子は、実際に教室の写真を見ながら地震が来た時に、どこに危険があるのか、そして自分の身の守り方などを子どもたちと具体的に考えています。考えた後は、その危険な場所や危険が生じたときの様子を一緒に考えて、自分の身を守る術を学んでいます。中学校での内容は、避難所での行動について考えることを行っています。避難所ではいくつかの班に分かれ、例えば衛生班や食物物資班など、班行動の意味を学びます。班に分かれ、グループワークを行い、実際の行動を学んでいると聞いています。このように、児童生徒の目線に合った防災教育の授業を行い、そしてその学校の教員たちが参観した後、教職員や保護者に対して講演会を行って効果的な避難訓練の実践例や体験的な防災教育の事業例を話していただく流れとなっています。

渡邊（泰）委員 そうすると、授業は通常の教室を使って、大木先生、あるいはゼミの学生さんがそれぞれの教室に散らばって授業をしているという理解でよろしいでしょうか。

窪島課長 そうです。1つの学年、1つのモデルクラスで授業を行っていると考えています。

渡邊（泰）委員 それでは続けて、事業コード812 教育文化センター研究研修事業についてお伺いいたします。こちらの事業では2016年度に研究部会に報告書を作成し、テーマ研究部会は閉会という形になり、その後は報告書あるいは教材をもとにした研修講座を続けていると理解していますが、今後この研究成果をアップデートする予定があるのか教えてください。

窪島課長 この事業コード812の教育文化センターの研究研修事業については年度末をもって閉会したのは、防災に関する研究部会でございます。ほかの事業研究などは3年おきに行っています。防災研究については、防災教育と人と自然のかかわりを考えていくという部会で、3年間を一区切りとして、調査研究や専門研究などを行って成果を報告書にまとめています。そのほか、研究結果を発信しております。この後アップデートしていくかに関しては、今日的な課題や学習指導要領の改訂など、国や県の動向を踏まえて新たな知見を得るような研究も行っておりますので、過去の研究結果や、時代に合わせた形での付け加え等は行われると思います。ただ、研究部会としてのものは終了しているのとらえております。

渡邊（泰）委員 ありがとうございます。

藤井委員長 それでは821 学校施設改築・大規模改修事業について質問いたします。公共施

設の再整備プランという表現がありますが、簡単にご説明お願いします。また、この事業の残り4校については検討事業になったというようにありますが、今後どのような対応がなされるのか教えてください。

山口課長

藤沢市公共施設再整備プランについては、平成26年の3月に策定されましたが、市が所有するすべての施設の建て替えなどの整備の基本的な考え方というものが、藤沢市公共施設再整備基本指針として策定されております。それに基づいて、計画事業を具体化するための実際の事業実施計画が再整備プランと呼ばれているものです。現在の再整備プランについては平成29年度から令和2年度までの4年間の計画期間となっていて、藤沢市市政運営の総合指針の期間に合わせて、財源の調整を含め、市全体における具体的な事業計画というような位置づけになっています。学校施設については、学校施設の再整備基本方針というものと第1期の実施計画というものを策定してあり、学校施設の実施計画に基づいて市のほうの再整備プランの具体的な実施事業という形に位置づけ、事業の予算化や事業着手をしていく流れになっています。もう一点、この4校ですが、こちらにつきましては今説明した現行の第2期再整備プランの中で検討事業という位置づけで、端的に言うと、具体的な着手時期が示されていないような状況です。従って学校施設の第1期実施計画の中の変更については整備手法を含めて検討しておりますので次期再整備プランの検討の中で実施事業への位置づけを目指して具体的な事業が位置づけられるように今後も調整を図っていくという考えでおります。

藤井委員長

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、831 学校・家庭・地域連携推進事業についてお聞きします。会長会という表現と会長会の開催、とありますが、具体的にどのような活動をしているのでしょうか。また、地域連携における課題について説明してください。

佐藤課長

まず、会長会については、地域における子どもたちの育ちというものを学校・家庭・地域がそれぞれに連携する中で支援していくといった事業です。市内全体で中学校区を基本とした15地区に分け、地域協力者会議という会議体を設置しています。そこで、地域の特色をいかした中で活動を行っています。その15団体の会長をメンバーとした会長会を年4回ほど開催しています。それぞれの会議体における活動の報告や情報共有、情報交換、意見交換を行い、横の繋がりを深めながらお互いの活動を知ること、自分たちの活動をより充実させていく取組をしています。しかし、課題もあり、1点目は事業周知です。地域で行っているイベントや行事自体を知っている人は非常に多いですが、その事業を三者連携が行っている事業だとしてご存じでない人が多いという状況です。そういった意味では事業の目的や効果といったものを参加者の方が十分認識しながら参加していただくことが重要だと思われまます。地域における連携が今後広がるためにも、この周知が非常に大事だと捉えています。このことを踏まえて、昨年度から周知を図るためのリーフレットを作成し、今年度から配布を始めました。2点目はより有効な事業内容の精査が重要であり、学校と地域の人材を結びつけるなど、学校が必要とする部分を支援できるように、お互いに負担にならない中でそれぞれのニーズを達成できるよう、事業の進め方ができたら1番良いのではないかと考えております。学校、地域での情報交換や意見交換を今進めている状況です。最後に3点目は根本的な部分になりますが、人材の確保が大きな点だと捉えています。現在、

地域人材の高齢化や定着化という部分もあり、担い手不足が地域協力者会議の課題として挙げられています。

藤井委員長 ありがとうございます。

では、これで質疑を終わります。次は点検・評価対象事業の抽出になりますが、対象となる事業は教育委員会と生涯学習部の所管事業であることから、対象事業を所管しておられない課の方はここで退席となりますので、よろしく願いいたします。

(教育部・生涯学習部以外の課は退席)

藤井委員長 それでは、再開いたします。

点検・評価対象事業の抽出に入りたいと思います。抽出方法につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局・繁里 はい。それでは説明をいたします。抽出方法についてですが、資料5を使ってご説明いたしますので、資料5「藤沢市教育振興基本計画の体系図」をご覧ください。まず、資料の見方ですが、左から「基本理念」、「3つの目標」、「8つの基本方針」、「施策の柱」、「コード番号(事業番号)」、その右隣の●○が教育部と生涯学習部の所管事業となっており、●が教育部、○が生涯学習部です。続いて、「実施事業」、「再掲コード番号」、「担当課」、「評価」。「評価」につきましてはアルファベットで記載しており、欄外の下に評価の基準を掲載しています。体系図に戻りまして、青色で色付けされている「追加」とは、2018年3月に教育振興基本計画に追加した3つの事業となっています。一番右が平成27年度から29年度に点検評価対象になった事業に丸を付けております。

では、抽出方法についてご説明いたします。事業の抽出は、基本方針ごとに1事業程度、合計6つから8つの事業を抽出していただきたいと考えております。●と○がついている教育部と生涯学習部の所管事業が点検評価の対象事業ですが、これらのうちから、抽出していただきたい事業を予め絞り、黄色と緑色の色づけをして、お示ししております。黄色は、教育部内・生涯学習部内の重点事業、また、緑色は、評価委員会の知見やアドバイスをお願いしたいと、各課が選んだ点検評価対象希望事業となっています。

このようにお示しはいたしました。抽出につきましては、評価委員会のお考えによって作業をすすめていただけたらと思います。以上です。

藤井委員長 では、点検評価の対象となる事業を決定していきたいと思います。どなたかご意見はございませんか。

では、基本方針ごとに決めていきます。基本方針1について、教育文化センター研究研修事業についてもう少し伺ってみたいのでいかがでしょうか。

(同意あり)

基本方針1につきましては122の教育文化センター研究研修事業ということになります。基本方針2はいかがですか。

渡邊(泰)委員 2は特になくても良いのではないのでしょうか。

藤井委員長 渡邊(泰)委員より特になくても良いのではとご意見がありましたので、基本方針2はなしで考えたいと思います。基本方針3はいかがでしょうか。

渡邊（泰）委員 自分が質問した内容はお答えいただいた内容で十分ですので、藤井委員長が選んでください。

藤井委員長 では、312 新入生サポート事業を抽出の対象にしたいと思います。
基本方針4はいかがでしょうか。

渡邊（美）委員 426 子ども読書活動推進事業についてももう少しお話を聞きたいのでこちらでいかがでしょうか。
（同意あり）

藤井委員長 では、基本方針4は426 子ども読書活動推進事業ということにしたいと思います。
基本方針5はいかがでしょうか。

渡邊（泰）委員 528 のふじさわ宿交流館について、数年経ったところでどのような感じか伺ってみたいので、いかがでしょうか。

藤井委員長 そうですね。もう少し伺えるといいかな、と思いますので基本方針5はふじさわ宿交流館の運営事業ということにしたいと思います。基本方針6はいかがでしょうか。622 スポーツ施設整備事業を抽出の対象にしたいと思いますがいかがですか。
（同意あり）

藤井委員長 基本方針7はいかがでしょうか。

伴委員 質疑応答の中でいろいろな回答が得られたと思いますので、藤井先生のご異議がなければ、無しでよいかと思ひます。

藤井委員長 私も同様になくても良いと思ひます。基本方針8はいかがでしょうか。

渡邊（泰）委員 藤井先生が質問された学校施設改築・大規模改修事業について公共施設再整備プランとの関連でもう少しお話を聞いてみたいと思ひます。

藤井委員長 では基本方針8は821 学校施設改築・大規模改修事業を抽出の対象にしたいと思います。

最後にもう一度確認をいたします。今年度の点検評価の対象事業といたしまして、基本方針1は122 教育文化センター研究研修事業。基本方針2は、抽出なし。基本方針3は312 新入生サポート事業。基本方針4は426 子ども読書活動推進事業。基本方針5はふじさわ宿交流館の運営事業。基本方針6は622 スポーツ施設整備事業。基本方針7は抽出なし。基本方針8は821 学校施設改築・大規模改修事業となります。ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

ご異議がございませんので、そのように決定いたします。

抽出された実施事業の所管されている担当の方にお問い合わせください。次の評価委員会に向けまして、対象事業の事業内容が分かる資料やパンフレットを事前にいただきたいと思ひます。

それでは、次回の会議は、7月22日、月曜日、午後1時30分から。傍聴者の定員は10名、場所は藤沢市役所本庁舎3-3会議室にて開催いたします。会議の内容は「点検・評価対象事業の説明及び質疑応答」を予定しております。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
お疲れ様でした。

以 上